

議案第70号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、次の者を適任と認め推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 兵庫県三田市鈴鹿

氏 名 しろ たに きょう こ
城 谷 京 子

住 所 兵庫県三田市志手原

氏 名 わた なべ じゅん こ
渡 邊 淳 子

令和6年6月24日提出

三田市長 田 村 克 也

(提案理由)

令和6年9月30日付をもって、人権擁護委員 城谷 京子 氏、梶本 美智子 氏の任期が満了するので、後任委員候補者を推薦する必要があるため。

(参考)

三田市人権擁護委員一覧表

氏名	委嘱年月日	任期満了年月日
東仲 益司	令和 4年10月 1日	令和 7年 9月30日
岡田 ひとみ	令和 4年10月 1日	令和 7年 9月30日
大久保 新一	令和 5年 7月 1日	令和 8年 6月30日
三輪 剛敏	令和 5年10月 1日	令和 8年 9月30日
松田 成行	令和 5年10月 1日	令和 8年 9月30日
藤井 仁美	令和 5年10月 1日	令和 8年 9月30日

人権擁護委員法

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域（北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。）内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。